

# 「飛び出せ！文化の森」ユニバーサル・ミュージアム推進事業コンテンツ制作業務 仕様書

## 1 業務の目的

徳島県文化の森総合公園文化施設が所蔵する貴重な文化資産をデジタル化し、ストーリー性を持たせた魅力的なコンテンツとして再構築するとともに、地理的な要因等により来館が困難な県民や、これまで文化に触れる機会が少なかった人々に対して、施設を飛び出して直接文化を届けるアウトリーチ活動を推進する。

本業務は、これらの取組を通じて、あらゆる県民が日常生活の中で身近に文化を享受できる機会を創出し、広く県民のウェルビーイングの向上を図ることを目的として、文化施設が所有する昔の徳島の写真等を活用し、「癒やし」をテーマとした映像コンテンツを制作する。

なお、制作した映像コンテンツは、本業務完了後、広くアウトリーチ活動に活用する。具体的には、県内の公共施設をはじめ、多くの県民が集まる民間施設など、モニターが設置されている多様な場所への貸出等を行うことで、県民が日常生活の幅広い場面で本県の文化や「癒やし」に触れられる環境を構築する。

## 2 業務の委託期間

委託契約日から令和8年12月15日（火）までとする。

## 3 業務の内容

委託期間中に、委託者が提供するデータ等を活用し、本事業の目的に沿った映像コンテンツの撮影及び制作を行うこと。

### (1) 映像コンテンツの撮影及び制作

- ① 現在公開されている文化の森デジタルアーカイブデータを参考に提案資料等を作成すること。
- ② 委託者が用意する昔の徳島の写真等を参考に、「癒やし」をテーマにした映像を制作すること。なお、当該データについては、受託者からの申し入れ後、文化の森総合公園内で提供するものとする。
- ③ 自然、文化等をテーマにした映像とすること。
- ④ 映像には、必要に応じてアニメーション、CGなどを含めること。
- ⑤ 制作本数等は委託者と調整し、必要に応じて特殊な機材のレンタル等により撮影及び制作を行うこと。
- ⑥ 撮影した映像を編集し、県内施設等で放映する映像コンテンツを制作すること。必要に応じて既存の映像素材等も活用できるものとする。

### (2) 映像制作チームの編成

- ① クリエイターを中心に映像制作チームを編成すること。
- ② 映像全体に統一性を持たせるため統括ディレクターを置くこと。
- ③ 統括ディレクターは、委託者及び関係者と連携の上、映像制作チームを業務に従事させること。
- ④ その他、イラストレーター、アニメーター等、専門的な技術者が必要な場合、委託者と協議の上、チームと協同させること。
- ⑤ 撮影等のスケジュールが変更となった場合や急遽撮影が必要となった場合においても、対応できる体制を構築すること。

### (3) 制作する映像について

- ① 全体で合計30分程度となるよう、以下の6つの映像コンテンツを制作すること。なお、各コンテンツにはストーリー性を持たせること。また、企画提案書の作成にあたり参考となる資料等については、提案を検討する者からの申し入れに基づき、文化の森総合公園内において提供（閲覧等）するものとする。提供を受けた資料等については、本業務の企画提案書の作成目的以外に使用してはならない。また、企画提案書の作成終了後は、受託の成否に関わらず、速やかに当該資料（複製物を含む。）を破棄又は消去すること。

#### 【構成内容】

ア 徳島県立文書館の資料を活用した4つのコンテンツ（徳島市、県北部、県南部、県西部各エリアの「昔の徳島の写真等」をテーマにした映像コンテンツ）

イ 徳島県立近代美術館の資料を活用したコンテンツ

ウ 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館の資料を活用したコンテンツ

- ② SNS等での広報活動に活用するため、本編映像を再編集する等してショート動画を作成すること。（15秒程度）
- ③ フルHD（1920×1080）以上での撮影・編集を行うこと。
- ④ スタジオや観光施設等の使用料や特殊な機材での撮影が必要となる場合のレンタル料等は委託料の中で賄うこと。

### 4 業務の進め方

- (1) 業務の遂行に当たっては、委託者と十分な協議、調整を行いながら進めること。
- (2) 必要に応じて、委託者の指示により案を示し、確認を受けた上で業務を進めること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議して決定するものとする。

### 5 委託業務完了報告書等の提出

受託者は、委託業務完了後、速やかに委託者が指定する様式による委託業務完了報告書、委託業務に係る経費の明細書（任意様式）及び業務内容を記載した報告書（任意様式）を提出すること。

なお、委託業務完了報告書以外の書類は、電子データでの提出も可能とする。

### 6 制作物、提出書類

#### (1) 制作映像ファイル（電子データ）

- ・本編映像：MP4形式
- ・上記映像のマスターデータ（ProRes等、高画質保存用形式）

#### (2) 撮影した映像の未編集素材ファイル（電子データ）

- ・撮影したすべての素材、または委託者と協議して選別した重要素材

#### (3) 権利関係書類

- ・著作権処理等報告書（使用したBGMや素材の権利処理状況をまとめたもの）
- ・出演者等が存在する場合、その承諾書（肖像権関連）

#### (4) 納品媒体

- ・外付けHDDまたはSSD等（委託者が指定するメディア）に受託者の負担において格納して納品すること。

#### (5) 事務書類

- ・委託業務完了報告書

- ・委託業務に係る経費の明細書（電子データでの提出可）
- ・業務内容を記載した実績報告書（写真等を含む）（電子データでの提出可）

## 7 制作物に関する権利の帰属

- （1）本業務において、著作権等の取扱いには十分注意すること。著作権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- （2）本業務の制作物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、委託者に帰属し、業務終了後においても委託者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）本業務に使用する映像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- （4）受託者は、本業務の制作物が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、第三者から制作物に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 8 留意事項

- （1）受託者は、本業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- （2）受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分遵守すること。
- （3）受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- （4）受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （5）受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- （6）撮影は、原則文化の森総合公園内で行うこと。
- （7）本業務に必要なものとして各文化施設から受託者に提供したデータは、本業務にのみ使用すること。（他の業務での使用は認めない。）